

## 統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方

統合的リスク管理態勢については、伝統的なバンキング業務を主に営む金融機関を含むすべての金融機関を対象として検証を実施することとしているが、バーゼルⅢの適用開始後の検査においては当面以下の方針で検査する。

### 1. 伝統的なバンキング業務を主に営む金融機関

伝統的なバンキング業務以外の業務に関するリスクが極めて限定的な金融機関については、第一の柱でカバーしているリスクの他に、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク、その他第一の柱でカバーされない特有リスク(風評リスク等)を含めてリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と対比することによって自己管理型の統合的リスク管理態勢を適切に構築しているかを検証するが、必ずしもこれら全てをリスク量として定量的に把握していることを求めるものではない。

(注) 「伝統的なバンキング業務を主に営む金融機関」とは金融機関のリスク特性により判断されるものであり、小規模金融機関であってもその業務内容によっては、より高度な統合的リスク管理方法が求められる。管理不可能なリスクがある場合は、それに関連する業務の撤退・縮小について検討する態勢が求められる。

### 2. より大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関

より大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関については「統合リスク管理」の枠組みの構築の観点から「統合リスク計測手法」に関する妥当性検証を行う。

(注) 例えば、仕組債・仕組ローン等のオプション組込商品やモーゲージ債券等のオプション内包型商品に存在するオプション固有リスク(非線形リスク)が複雑なリスクにあたる。